

特許証
(CERTIFICATE OF PATENT)

特許第 7508607 号
(PATENT NUMBER)

発明の名称
(TITLE OF THE INVENTION)

クラウド型情報システム

特許権者
(PATENTEE)

台湾台北市内湖區南京東路六段380號

国籍・地域 台湾

南亞塑膠工業股分有限公司

発明者
(INVENTOR)

林 豊欽

出願番号
(APPLICATION NUMBER)

特願2023-005745

出願日
(FILING DATE)

令和 5 年 1 月 18 日 (January 18, 2023)

登録日
(REGISTRATION DATE)

令和 6 年 6 月 21 日 (June 21, 2024)

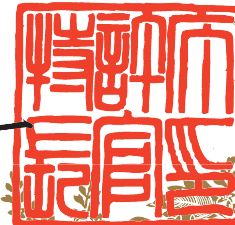
この発明は、特許するものと確定し、特許原簿に登録されたことを証する。

(THIS IS TO CERTIFY THAT THE PATENT IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPAN PATENT OFFICE.)

令和 6 年 6 月 21 日 (June 21, 2024)

特許庁長官
(COMMISSIONER, JAPAN PATENT OFFICE)

濱野 幸一



特許権設定登録通知書

特許料納付期限日

特許番号 第7508607号
 登録日 令和 6年 6月21日
 出願番号 特願2023-005745
 出願日 令和 5年 1月18日
 請求項の数 10
 納付年分 第 3年分まで
 納付金額 21,900円
 納付日 令和 6年 6月19日

納付年分	納付期限日
第 4年分	令和 9年(2027年) 6月21日
第 5年分	令和10年(2028年) 6月21日
第 6年分	令和11年(2029年) 6月21日
第 7年分	令和12年(2030年) 6月21日
第 8年分	令和13年(2031年) 6月21日
第 9年分	令和14年(2032年) 6月21日
第10年分	令和15年(2033年) 6月21日
第11年分	令和16年(2034年) 6月21日
第12年分	令和17年(2035年) 6月21日
第13年分	令和18年(2036年) 6月21日
第14年分	令和19年(2037年) 6月21日
第15年分	令和20年(2038年) 6月21日
第16年分	令和21年(2039年) 6月21日
第17年分	令和22年(2040年) 6月21日
第18年分	令和23年(2041年) 6月21日
第19年分	令和24年(2042年) 6月21日

(注) 納付期限日が行政機関の休日にあたる
 ときは、その日の翌日が期間の末日と
 なります。

重 要

特許料の納付について

- ・特許権を維持するには、存続期間の満了（特許出願の日から20年）までの各年について、所定の特許料納付書を特許庁に提出する必要があります。
- ・なお、第4年分以降の納付に関しては、特許庁から納付についての通知は送付いたしませんので、納付期限の管理はご自身でお願いします。
- ※ この通知を保管し、上記の特許料納付期限日の表で納付期限を確認してください（自動納付制度もありますので、特許庁ホームページを参照してください）。
- ・第4年以降の各年分の特許料は、登録日の翌日を起算日として、納付済年分の満了日（以下「納付期限日」という）までに、次の年分の納付が必要です。
- ・納付期限日までに納付できなかったときは、その期間の経過後6ヶ月以内であれば特許料を追納することができます。
- ・追納する場合は、納付すべき特許料のほか、その特許料と同額の割増特許料が必要です。
- ・追納できる期間内に納付しないときは、その特許権は、納付期限日にさかのぼって消滅したものとみなされます。
- ・特許料納付書の様式及び特許料の額については、以下を参照してください。

特許庁ホームページ <https://www.jpo.go.jp/index.html>

※【重要】特許（登録）料等の納付期限日を忘れないために電子メールにて納付期限が近づいたことをお知らせするサービスがあります。利用については、以下を参照ください。

『特許（登録）料支払期限通知サービスについて』

https://www.jpo.go.jp/system/process/toroku/kigen_tsuchi_service.html

問い合わせ先 審査業務課登録室

電話 03（3581）1101（代表）

特許担当 内線2708